

いまなぜインテグリティなのか？

宮島光志(富山大学)

わが国でも近年「スポーツインテグリティ」や「データインテグリティ」という呼称が定着してきた。それらの語をタイトルに含む図書が出版され、両者はスポーツ倫理や情報倫理の分野で一定の市民権を得ている。だが、同じ「インテグリティ」でも、前者は「スポーツにおける高潔さ」を、後者は「データの(欠損のない)完全性」というように、意味内容は大きく異なっている。たしかに英語の日常言語“integrity”は、大きく分けて、(徳)倫理的な「高潔さ」と記述的な(?)「完全性」という2つの意味を持つ。それゆえ、スポーツと情報処理という異なる文脈で「インテグリティ」が異なる意味を持つことは、至極当然なことであろう。

それでは、近年はやりの「研究公正(research integrity)」の場合はどうだろうか。それを「スポーツインテグリティ」に引き付けて「研究活動における高潔さ」と理解することもできよう。他方で「データインテグリティ」に引き付けて、研究活動では「データの(欠損のない)完全性」が問われるのだと理解することもできる。だがその場合、すぐさま「(欠損のない)」という含意の内実が問われる。研究データに限定しても、収集したデータについて「(欠損のない)完全性」が語られるのは、まずはデータ処理上で技術的な不手際がないかを吟味する場面である。しかし、生データに一定の細工がなされて、意図的に「粉飾されたデータ」が研究成果に盛り込まれていけば、「研究活動における高潔さ」が踏みにじられたことになる。つまり、「データインテグリティ」は「研究活動における高潔さ」の一部を成す(必要条件)に過ぎないと思われる。もちろん、逆にいかに「研究活動における高潔さ」に配慮しており、例えば研究資金の問題(利益相反など)に細心の注意を払っていても、研究手法(技術的な知識と操作)の未熟さから「データインテグリティ」に欠損があれば、当該研究者の「研究公正」に傷がつくことは必定である。

そもそも人間の研究活動を通じて得られる「データ」については、実験系の所謂「生データ」も含めて、厳密な意味で「データ自体」(カントの物自体と類比的?)を積極的に語ることは困難である。安易な「言い逃れ」と誹られようが「過ちは人の常」であり、現実問題として重要なことは、いかにして不用意な過ちを減らす(防ぐ)かであり、同じ過ちを繰り返さない真摯な努力(心掛け)である。この「高潔さ」は理念であり、努力目標であろう。

ここで大きく視点を変えて、広く国際社会で「インテグリティ」が大々的に語られるきっかけとなった、P・F・ドラッカーの言葉に注目してみよう。ドラッカーはわが国でも「経営の神様」としていまなお根強い人気があり、その「名言」がネット上に氾濫している。要するにマネジメント論ないし組織論という枠組みの中で、魅力あるリーダーの条件として「インテグリティ」(試みに「求心力」とも訳しておこう)が説かれているのである。

さて、ドラッカーが理想としたのは、主に米国流の、ビジネスに打ち込む「強い人間」であろう。だが、他方でヨーロッパでは特に「病み苦しむ人間」を念頭に置いて「インテグリティ」原則が呈示された。欧州連合「バルセロナ宣言」(1998)は「生命倫理と生命法における基礎的な倫理原則」として「autonomy 自律性」

「dignity 尊厳性」「integrity 統合性」「vulnerability 脆弱性」を提示した。第3原則「統合性」は、身体的かつ精神的な「尊厳ある生」の基本条件を示し、不可侵の核をなすので「不可侵性」とも訳される。この原則は、患者のプライバシーはもとより、患者自身による生活と病気の理解にも敬意を払うように求めている、その意味では医療者側の「integrity 公正/高潔さ」も問われてくる。

他方でこの「統合性」は、個人の生活史と、その物語としての統一性を意味し、動物と植物の自然な成長の一貫性をも含意する(全体論 holism)。こうして人間の福祉のほか、社会的公正、動物の福祉や持続可能な開発という環境倫理の問題を視野に収めた「バルセロナ宣言」の基本精神が、この「integrity」原則には集約されている。また、そうした基本精神を継承したユネスコの「生命倫理と人権に関する世界宣言」(2005)は、特に「脆弱性」と「統合性」を対概念として捉えて重視している。その哲学的背景としては、E・レヴィナス、H・ヨナス、M・メルロ＝ポンティ、P・リクールなどの諸著作が指摘されている。

さて、英語圏の実践哲学ではB・ウィリアムズが半世紀近く前から、プラグマティズム批判の文脈で「インテグリティ」概念を積極的に用いている。先ごろ邦訳された第二論文集『道徳的な運』(原著 1981)の解説で、監訳者の伊勢田氏は「インテグリティ」を「統合性」「全一性」などと訳すと原語のニュアンスが活かされないとす。すなわち、「自分がどう生きたいか、自分の人生をどう構想するかという、人生の選択に忠実に他の選択や行為を行うのがインテグリティ」であるという。この示唆は重要である。

またM・ヌスバウムは権利論の文脈で「身体的統合性 bodily integrity」という概念を提示したが、それは生命倫理学の具体的な議論(臓器移植、中絶、性同一性など)にも大きな影響を及ぼしており、わが国でも特に法学者が好んで言及している。

さらにはH・E・エリクソンがライフサイクル説(自我同一性理論)の枠組みの中で、特に老年期の存在様式として「統合性と絶望」という対概念を提示したことも忘れられてはならない。最後に、比較哲学/文化基礎論の分野でT・カスリスの『インテグリティあるいはインティマシー』も邦訳され、注目を浴びている。

このように欧米諸国ではこの半世紀を通じて様々な文脈で「インテグリティ」が語られ、わが国にも一定の影響を及ぼしてきた。その多様性ないし文脈依存性は尊重されるべきであろうが、他方でまた、何らかの統一理論(全体の統合!)が欲しいという誘惑も止みがたい。それは可能であろうか、無謀であろうか？

本発表では、試みにカントが提示した「実践の3形式」を枠組みとして、謂わば「インテグリティの統一理論」を構造化してみたい。すなわち、カントに倣って人間の実践(生活様式全般)を「熟達(技術的)、思慮(実用的)、知恵(道徳的)」の3層に区分して、多様な「インテグリティ」論を再配置する試みである。そして結論としては、大方のインテグリティ論は実用的な「思慮」に関する言説であり、だからこそ広く世間の支持を得ているという事情が示される。その上で、本発表ではそうした言説の意義と併せて、むしろ限界を吟味する。例えば「研究公正(research integrity)」の場合、一般に「研究者として信頼されるためには…すべし/すべからず」の教育や研修が先行しているが、はたして「研究倫理」はそれで事足りるのであるか。さらに「もう一步を踏み込む」ことの是非について、この機会に考えてみたい。